

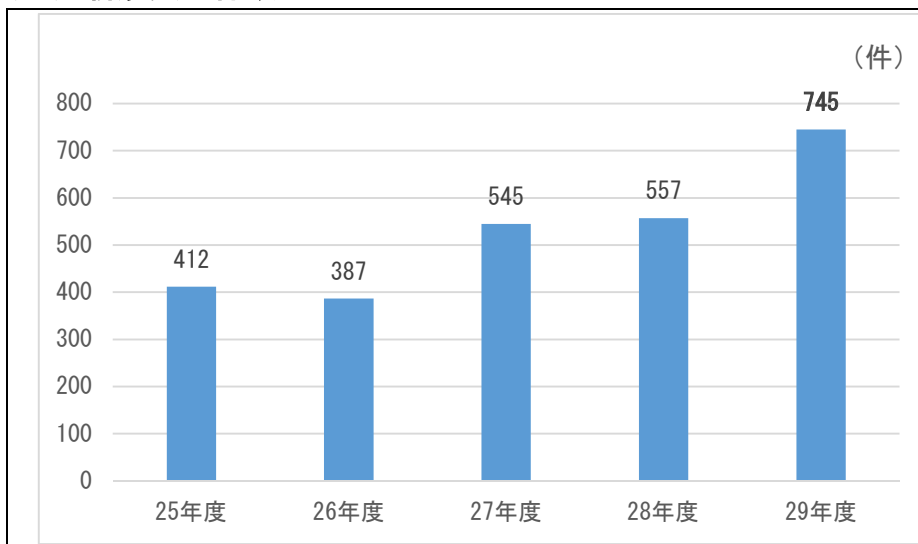
東海財務局における多重債務相談の状況について

1. 相談窓口の概要

- 東海財務局では平成20年4月に多重債務相談窓口を設置し、借金でお困りの方々からの相談を受け付けています。
- 無料で生活再建のお手伝いをします。
- ご相談は、電話または面談でお受けします。
- 個人・事業者を問わず、どなたでもご相談いただけます。
- 借金でお困りの方がおられましたら、お気軽にご相談ください。

2. 相談件数等

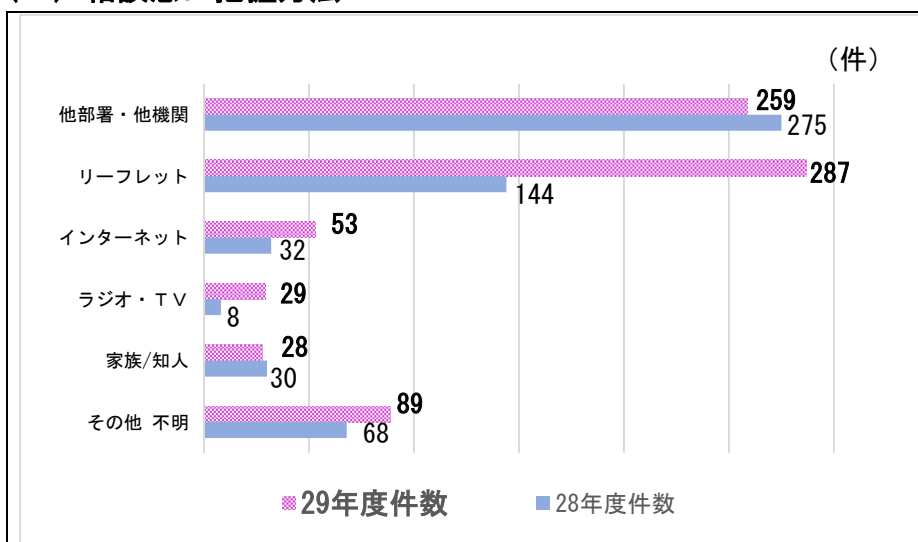
(1) 新規受付件数



平成29年度における多重債務相談の新規受付件数は745件（前年度比+33.8%）と大幅に増加しました。

増加の主な要因は、昨年度から実施しているコンビニエンスストアへのリーフレット設置店舗数を大幅に拡充したことが挙げられます。

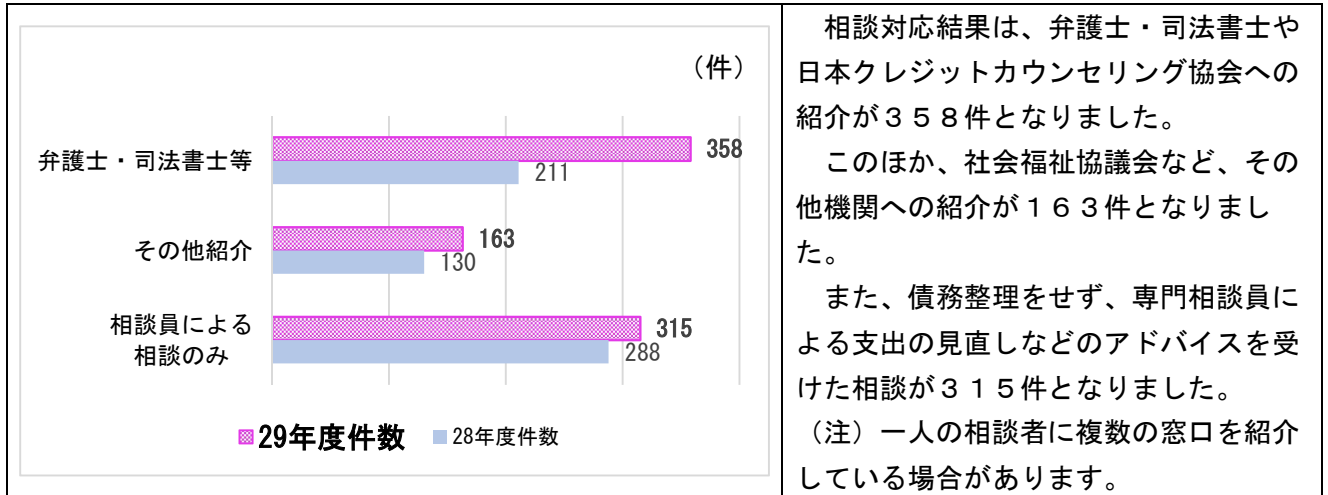
(2) 相談窓口把握方法



相談のきっかけは、他機関に設置を依頼したリーフレットを見て相談に繋がった案件が287件と前年度より大幅に増加しました。

また、自治体や社会福祉協議会など、他部署・他機関からの紹介は259件でした。

(3) 相談対応結果



3. 相談の流れ

- 専門の相談員が、債務の内容と現在の状況、これまでの経緯などを丁寧にお聞きし、問題点の整理をお手伝いします。
- 現状を把握した後、ご本人やご家族の意向を踏まえて、必要な情報提供、適切なアドバイスを行ないます。
- 必要に応じて、弁護士・司法書士や（公財）日本クレジットカウンセリング協会などをご紹介します。※ 専門家の費用は、扶助制度などを活用できる場合があります。
- ご希望に応じ、家計支出の見直しなどのアドバイスによる生活再建のためのお手伝いをします。

相談無料

借金でお困りの方

事業資金の返済…

リボ払い

住宅ローン

奨学金

もう、ひとりで悩まないで

財務省 東海財務局

まずは、お気軽にご相談ください!

多重債務相談窓口

052-951-1764

相談時間:月曜日～金曜日(祝日を除く)
9:00～12:00 13:00～17:00

4. 相談事例

相談内容	相談結果
<p>キーワード【住宅を残したい】</p> <p>過重な住宅ローンを返済するために銀行カードローンで借入れを重ねた結果、夫婦で住宅ローン以外に1千万円を超える債務を抱えてしまい返済に行き詰ってしまった。</p> 	<p>【結果】 夫：個人再生（住宅ローン特則）、妻：自己破産</p> <p>個人再生と自己破産の説明をしたうえで、今後の生活設計を踏まえ、住宅を手放したくないとの意向を尊重し、夫は個人再生を、妻は自己破産の手続きを行う方向で弁護士をご案内しました。</p> <p>※ケースによっては、住宅ローン以外の債務を圧縮し返済を続けることによって、住宅を手放さずに生活を再建することも可能です。</p> <p>ポイント及びアドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談者の意向を踏まえ、選択可能な債務整理方法を一緒に考え専門家へお繋ぎします。 ● 借りては返すといった自転車操業状態に陥る前に、お早めにご相談ください。
<p>キーワード【個人事業者】</p> <p>自営業の事業費補てんのため、個人名義で消費者金融から借入れをして補ってきたが限界となった。</p> 	<p>【結果】 民事再生</p> <p>親族による保証債務があり破産は避けたいとの意向を踏まえ、個人債務のみ任意整理の検討もしたが、毎月の返済額などの問題から、担保付き事業債務の返済を優先し、その後に民事再生手続きを行う方向で、事業債務整理に詳しい弁護士をご案内しました。</p> <p>ポイント及びアドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者の債務整理のお手伝いもします。平成29年度は145件の相談がありました。 ● 債務整理のほか、相談内容に応じ公的な経営相談窓口をご案内します。
<p>キーワード【関係機関との連携】</p> <p>身寄りもなく高齢で障害のある生活保護受給者が多額の借金を抱えていた。</p> 	<p>【結果】 自己破産</p> <p>市役所の生活保護担当ケースワーカーと介護支援事業所のケアマネージャー同席のもと、相談者から借金の経緯などを聞き取り、本人の意思を踏まえ自己破産の手続きを進めることとなりました。外出困難のため出張面談が可能な弁護士を紹介し、支援担当者2名が同席のもと、弁護士、相談者の4者での面談を行いました。</p> <p>ポイント及びアドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 複合的な問題を抱える相談者について、関係機関と連携して迅速な解決に結びつけることができました。 ● 債務者本人からの相談が難しい場合など、支援担当者からのご相談もお受けします。